改正後 現 行

(前文)

私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。

我が国では、暴力団員による不当な行為の防 业等に関する法律のもと、暴力団の排除に向け た取組が進められてきたものの、本市において は、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長 い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、 安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされ てきた。

しかしながら、平成30年に暴力団の排除を 目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、 警察及び市が協力して本市における暴力団の排 除に取り組んできた結果、令和4年9月に本市 内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団 の排除が大きく進んだ。

そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。

ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除 し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社 会を実現するため、この条例を制定する。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、<u>暴力団事務所に関する規制</u> その他の必要な措置を定めることにより、<u>暴力団の排除に関する</u>施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活 (この条例の目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、<u>暴力団の排除に関する施策の基本的事項</u>を定めることにより、<u>当該</u>施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な<u>生活</u>の確保及び本市における

<u>等</u>の確保及び本市における社会経済活動の健 全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 略

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は 暴力団員による不当な行為を防止し、及び 暴力団又は暴力団員が市民等の生活<u>事業</u> 活動等に不当な影響を及ぼすことを排除す ることをいう。
- (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所 若しくは事業所を有し、又は本市の区域内 で公共の利益を目的とした活動を行う個人 又は法人その他の団体(以下「法人等」と いう。)をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号。以下「法」という。)第15条第1 項に規定する事務所をいう。
- (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力 団をいう。

(5) 略

(6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。

(7) 略

ウ 次のいずれかに該当する行為をした事 業者(法人等を除く。)

(削る)

(削る)

(基本理念)

社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 略

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は 暴力団員による不当な行為を防止し、及び 暴力団又は暴力団員が市民等の生活又は事 業活動に不当な影響を及ぼすことを排除す ることをいう。
- (2) <u>暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。</u>

(3) 略

(4) 略

- ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人その他の団体(以下「法人等」 という。)を除く。)
- (5) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定 による兵庫県公安委員会の指定を受けた者 その他の暴力団の排除のための活動を行う 団体並びに国及び他の地方公共団体をい う。
- (6) 市民等 市民並びに本市内に事務所又は 事業所を有する個人及び法人等をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないことが要力団事務所の存在を許さないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により 暴力団の利益になることがないよう、暴力団、 暴力団員及び暴力団密接関係者(第17条を 除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行 する競争入札(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第234条第3項に規定する競争 入札をいう。)の参加者の資格を与えないこと その他暴力団等が市が締結する契約に関与す ることを排除するために必要な措置を講ずる ものとする。

(適用除外)

- 第12条 第7条から前条までの規定は、第1 条の目的を達成するために必要と認められる ときは、適用しない。
- 2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、 同項に規定するときに該当するかどうかにつ いて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を 聴くものとする。

(暴力団事務所の運営の禁止等)

- 第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務 所が運営されているときは、その違反に係る 暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力 団事務所の運営を中止することを命ずること

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと並びに暴力団又は暴力団員に利益供与をしないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により 暴力団の利益になることがないよう、暴力団、 暴力団員及び暴力団密接関係者(<u>第16条</u>を 除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行 する競争入札(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第234条第3項に規定する競争 入札をいう。)の参加者の資格を与えないこと その他暴力団等が市が締結する契約に関与す ることを排除するために必要な措置を講ずる ものとする。 ができる。

- 3 市長は、前項の規定による命令をしようと するときは、あらかじめ、尼崎市暴力団排除 推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 第2項の規定は、暴力団事務所が暴力団排 除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第 13条に規定する区域又は地域内で運営され ている場合は、適用しない。
- 6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。
- 7 第2項及び前項に規定するもののほか、市 は、暴力団事務所の排除に関して、市民等並 びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、 市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市 における社会経済活動の健全な発展に必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第14条 市は、暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、 暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成</u>その他の必要な支援を行うものとする。

第15条 略

(削る)

第16条~第18条 略

(審議会の設置)

第19条 第12条第2項又は第13条第3項

(市民等に対する支援)

第12条 市は、暴力団事務所<u>(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)</u>が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

<u>第13条</u> 略

第14条 削除

第15条~第17条 略

の規定によりその権限に属させられた事項そ の他暴力団の排除に関する事項を調査審議さ せるため、市長の付属機関として、尼崎市暴 力団排除推進審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(審議会の組織等)

- 第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当 と認める者のうちから市長が会長の意見を聴 いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、 再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する 場合における当該後任の委員の任期は、前任 の委員の残任期間とする。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事 項に関する調査審議が終了したときは、解嘱 されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密 を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(会長及び副会長)

- 第21条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定め る。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集等)

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議 長となる。

- 2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が 出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で これを決し、可否同数のときは、会長の決す るところによる。

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるとき は、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席 させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な 報告若しくは資料の提出を求めることができ る。

(審議会の運営の委任)

第24条 第20条から前条までに規定するも ののほか、審議会の運営について必要な事項 は、会長が審議会に諮って定める。

第25条 略

(罰則)

- 第26条 次のいずれかに該当する者は、1年 以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰 金に処する。
 - (1) 第13条第2項の規定による命令に違反 した者
 - (2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を 漏らした者

(両罰規定)

- 第27条 法人(法人でない団体で代表者又は 管理人の定めのあるものを含む。以下この項 において同じ。)の代表者若しくは管理人又は 法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 業者が、その法人又は人の業務に関して前条 第1号の違反行為をしたときは、その行為者 を罰するほか、その法人又は人に対しても同 条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用 がある場合には、その代表者又は管理人がそ の訴訟行為につき当該団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴

第18条 略

訟に関する法律の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

<u>1</u> 略

(審議会の招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第22条第1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

略